（法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由）

第二十三条　第七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由について準用する。この場合において、第七条第一号及び第六号中「風俗営業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限に関する条例の基準）

第二十四条　法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の制限は、深夜において営業を営んではならない時間として午前五時から午前六時までの時間内の時間を指定し、又は深夜から引き続き営業を営んではならない時間として午前六時後午前十時までの時間内の時間を指定して行うこと。

二　営業時間を制限する地域の指定は、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止するため早朝における風俗環境の保全につき特に配慮を必要とする地域内の地域について行うこと。

（特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等）

第二十五条　法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る騒音に係る数値は、第十一条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。

2　法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルを超えない範囲内において定めるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。

第十三条の四中「第十三条各号」を「第十七条各号」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条の三中「読み替えて準用する法第二十八条第四項の政令」を「準用する法第二十八条第四項の政令」に改め、同条第一号中「読み替えて」を削り、同条を第十九条とし、第十三条の二を第十八条とし、第十一条から第十三条までを四条ずつ繰り下げる。

第十条の二の表の一の項の㈠中「試験（以下」の下に「この表において」を加え、同項の㈢1(1)中「以下」の下に「この表において」を加え、同項の㈢1(1)(i)及び同表の二の項の㈠中「以下」の下に「この表において」を加え、同条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条の二を第十二条とする。

第九条第一項の表の備考一中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に改め、同表の備考二中「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後六時から翌日の午前零時前」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第二号ロ中「商業等」を「商業又は工業」に改め、同条第三号イ中「第十三条第一項の規定に基づき都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日を定める条例で当該事情のある地域として」を「第十三条第一項第一号に」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「当該特別な」を「習俗的行事その他の特別な」に、「）まで」を「まで）」に改め、同号ロ中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同号ハ中「日出時から」を「午前六時後」に改め、同条第四号イ中「日出時から」を「午前六時後」に改め、同号ロ中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「当該特別な」を「習俗的行事その他の特別な」に、「）まで」を「まで）」に改め、同号ハ中「日出時から」を「午前六時後」に改め、同条を第十条とする。

第七条の二（見出しを含む。）中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に改め、同条第一号中「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同号イ中「風俗営業」の下に「、遊興飲食店営業（設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）をいい、風俗営業に該当するものを除く。）」を加え、「日出時」を「午前六時」に、「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に、「酒類提供飲食店営業をいう。以下」を「酒類提供飲食店営業をいう。第二十七条において」に改め、「地域」の下に「（第二十二条第一号イ(1)及びロ(3)において「風俗営業等密集地域」という。）」を加え、同号ロ中「に隣接する地域」を削り、同号ロ(2)中「その他」を「住居集合地域以外」に、「商業等」を「商業又は工業」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　(1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

第七条の二第二号中「指定」の下に「及びその変更」を加え、「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、「による」の下に「風俗営業者の」を加え、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の二を第七条とする。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十条の七の二の次に次の一条を加える。

（第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物）

第百三十条の七の三　法別表第二(ヘ)項第三号及び(る)項第四号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

第百三十条の八の二第二項中「定める」の下に「店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する」を加える。

第百三十条の九の五を第百三十条の九の六とする。

第百三十条の九の四第二号イ及びロ中「充てんする」を「充塡する」に改め、同条を第百三十条の九の五とし、第百三十条の九の三を第百三十条の九の四とし、第百三十条の九の二を第百三十条の九の三とし、第百三十条の九の次に次の一条を加える。

（準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途）

第百三十条の九の二　法別表第二(と)項第五号及び第六号並びに(ね)項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

第百三十七条の十八ただし書中「又は第七号」を「、第七号」に改め、「工業専用地域内にある場合」の下に「又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合」を加える。

（旅館業法施行令の一部改正）

第三条　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「シャワー室」を「シャワー室」に改め、同項第十号及び同条第二項第九号中「客にダンスをさせ、かつ、客に」を「客の接待をして客に遊興若しくは」に改め、「若しくは」の下に「客に」を加える。